

平成 24 年 7 月 18 日	
第 2 回実務担当者による特定健診・ 保健指導等に関するワーキンググループ	資料 1

## ワーキンググループの検討項目等について

### 1. 保険者による健診・保健指導等に関する検討会のとりまとめにおけるワーキンググループでの検討項目について

- (1) 平成 25 年度からの実施に係るデータ様式の改修方針について  
(HbA1 c 表記見直しへの対応も含む)
- (2) 被用者保険の保険者が特定健診・保健指導の実施を市町村国保へ委託する際の円滑な費用決済やデータ授受の方法等について
- (3) 医療機関と保険者における健診データの連携の在り方・手法について
- (4) より円滑な事業主健診データ等の保険者への提供方法について
- (5) 初回面接の実施者と 6 ヶ月後評価者が異なる場合の情報共有の在り方について
- (6) 継続して特定保健指導対象となった者に対する特定保健指導の実施の特例について
- (7) 健診結果が全て揃っており、かつ保険者が同意している場合における健診受診日での初回面接実施についての集合契約上の取扱いについて
- (8) 服薬中であったことが判明した者の特定保健指導実施率算定上の取扱いについて

※この他、検討すべき事項があれば、日程を勘案し、可能であれば検討項目に加えることもありうる。

## 2. 具体的なスケジュール

25年度からの第2期特定健診等実施計画期間における実施において、データ様式等の改修が必要な事項については、できる限り早期に対応方針を定める必要があることから、まずはデータ様式改修の方針について議論をしたい。

その上で、実際の実施方法に係る(5)、(6)、(7)及び(8)について議論を行った上で、(2)、(3)及び(4)についての議論を行うこととしたい。

### <今後の予定>

○7月18日

第2回ワーキンググループ

○8月～

第3回ワーキンググループ

データ様式の方針、初回面接者と6ヶ月後評価者が異なる場合の情報共有の在り方、2年目の特定保健指導の実施の特例

第4回ワーキンググループ

健診受診日に初回面接を開始することの集合契約上の取扱い、服薬中であった者の保健指導実施率の算定

第5回ワーキンググループ

第6回ワーキンググループ

医療機関と保険者におけるデータ連携の在り方、事業主健診データの円滑な保険者への提供、被用者保険の保険者から市町村国保への委託についての円滑な費用決済とデータ授受等の方法

年内を目途に一度、ワーキンググループでの検討状況等を「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」で報告予定。